

がん診断一時金・6大疾病一時金(初回) 事前チェックシート

【生活習慣病一時金保険(返戻金なし型) D用】

責任開始の時以後に発病した以下のいずれかの疾病により、所定の状態となった場合にはお支払事由に該当する可能性があります。

がん
(I型・III型)

医師によって初めてがんと診断確定された

(消化管間質腫瘍(GIST)・子宮頸部高度異形成・胸腺腫の場合…①)

がんについては保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。ただし、保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時前にがんと診断確定されていた場合には、I型の保険契約はII型に変更し、III型の保険契約は無効となります。なお、I型からII型へ変更した保険契約は、所定の要件を満たす場合には無効を選択できます。

急性心筋梗塞
(I型・II型)

左記疾病の治療を直接の目的として1日以上入院を開始、または所定の手術*を受けた

*開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

狭心症
または
慢性虚血性心疾患*1
(I型・II型)

左記疾病の治療を直接の目的として所定の手術*2を受けた

*1 「心室瘤」「冠状動脈瘤」「虚血性心筋症」は除きます。

*2 開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

脳卒中
(くも膜下出血・脳
内出血・脳梗塞)
(I型・II型)

左記疾病の治療を直接の目的として1日以上入院を開始、または所定の手術*を受けた

*開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

慢性腎不全
(I型・II型)

慢性腎臓病のステージ4またはステージ5と医師によって診断された…②
 上記疾病の治療を目的として腎移植手術を受けた

肝硬変
(I型・II型)



- 肝硬変と医師によって診断された
- 上記疾病の治療を直接の目的とする肝移植手術を受けた

糖尿病性網膜症
(糖尿病のうち、眼
合併症を伴うもの)
(I型・II型)



- 糖尿病性網膜症と医師によって診断された
- 上記疾病の治療を直接の目的とする所定の手術*を受けた

*網膜または硝子体に対する手術をいいます。

糖尿病性壊疽
(糖尿病のうち、末
梢循環合併症を伴
うもの)
(I型・II型)



- 1手の1手指以上または1足の1足指以上について所定の切断術*を受けた

*手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

高血圧性疾患
による
(解離性)大動脈瘤
(I型・II型)



- (解離性)大動脈瘤と医師によって診断された
- 上記疾病の治療を直接の目的とする所定の手術*を受けた

*開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

●当チェックシートは、お支払事由に該当する可能性を把握するものであり、正式には会社所定の診断書により判断いたします。したがって、当チェックシートでがん・6大疾病一時金のお支払いを確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

ご提出いただく診断書について

①、②で
ご請求の場合



「入院・手術・通院・7大疾病証明書(診断書)」をご提出ください

上記以外で
ご請求の場合



「入院・手術・通院等証明書(診断書)」をご提出ください